

広島県水道広域連合企業団管理規程第30号

広島県水道広域連合企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県水道広域連合企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（令和4年広島県水道広域連合企業団条例第14号。以下「条例」という。）第2条第3項の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 条例第2条第3号に規定する企業長が定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 職務に関連のある国又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
- (2) 広島県水道広域連合企業団の運営上、その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役員又は職員の地位を兼ね、その事務に従事する場合
- (3) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体からの委嘱を受けて、講演、講義等を行う場合
- (4) 職務に関係のある試験又は選考を受ける場合
- (5) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第51条第1項及び第2項の規定により、公務災害補償に関する審査請求若しくは再審査請求をし、又はその審理に出頭する場合
- (6) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第7条の規定により団体交渉を行い、又は同法第13条第1項の規定により設置する苦情処理共同調整会議に出席する場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めた場合

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。